

茨城働き方改革推進支援センターへ令和8年度の最低賃金引上げ及び賃上げ支援助成金パッケージ等の積極的周知並びに活用について要請を行いました！

令和8年9月18日



写真(左)は宇佐美副センター長

写真(右)は佐藤局長

本県の最低賃金額は、令和8年10月18日(日)から、現行の最低賃金額(時間額1,074円)を62円引上げ、1,136円に改正適用されることを受け、9月18日(金)、茨城労働局長は、茨城働き方改革推進支援センター長に対し、最低賃金引上げ及び賃上げ支援助成金パッケージ等の積極的周知並びに活用について、要請を行いました。

※最低賃金の詳細については、「[最低賃金制度](#)」で検索してください。

※各種支援施策については、[以下をクリックしてください。](#)

[賃上げ支援助成金パッケージ](#) | 厚生労働省

【問合せ先】 茨城労働局労働基準部賃金室 TEL:029-224-6216